

区を被告とする訴訟の提起について

1 事件名

建築確認処分等無効確認請求事件（東京地方裁判所 平成29年（行ウ）第488号）

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

平成29年（2017年）10月20日 東京地方裁判所に訴えの提起

4 事案の概要

本件は、中野区建築主事が平成8年1月31日付けで訴外区民に対してした建築確認処分が無効であることの確認及び中野区長が同月18日付けでした中野区中野五丁目11番2の土地に係る建築基準法42条2項本文の指定処分が無効であることの確認並びに中野区建築主事及び中野区長が行った違法な処分等により精神的損害を被ったと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、40万円の損害賠償金の支払いを求めたものである。

5 請求の趣旨及び原因

(1) 請求の趣旨

ア 中野区建築主事が、平成8年1月31日付けで訴外区民に対してした建築確認処分（第71129号）が無効であることを確認する。

イ 中野区長が、平成8年1月18日付けでした中野区中野五丁目11番2の土地に係る建築基準法42条2項本文の指定処分が無効であることを確認する。

ウ 被告は、原告に対し40万円を支払え。

エ 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決を求める。

(2) 原告が主張する請求の原因の要旨

ア 請求の趣旨ア及びイについて

(ア) 昭和52年、原告は、自宅の建替えに当たり、原告の土地の北側について、当時確定した二項道路の中心線に基づき、20cm後退して自宅を建築した。

- (イ) 平成7年、訴外区民が自宅の建替えに当たり、建築確認を申請したところ、当該中心線を上記(ア)の位置から20cm以上南側(原告側)に寄せて決定した。
- (ロ) そのため、今後、原告が自宅を建て替える際には、更に後退が必要となる。
- (ハ) このような不合理的が生じたのは、中野区が平成7年の訴外区民の建築確認時に十分な調査・確認をしなかった結果であり、上記処分は重大かつ明白な事実誤認の下になされたものであるから無効である。

イ 請求の趣旨ウについて

原告は、中野区建築主事及び中野区長が行った違法な処分等により、精神的損害を被った。